

## 所得に応じて負担を軽減します

### 高額介護サービス費 (サービス利用料の負担軽減)

介護保険のサービスを利用する場合、利用者はサービス費の1割を負担し、残りの9割は保険から給付されます。この1割の負担額が高額になったときは、申請すると、所得に応じて、一定の上限額を超えた額を払い戻しする制度があります。今回の見直しにより、利用者負担第2段階に該当する人の上限額が引き下げられました(表1, 2参照)。

### 特定入所者介護サービス費 (居住費と食費の負担軽減)

対象となるサービス(介護保険施設への入所と短期入所)を利用している人で、利用者負担第1~第3段階に該当する人は、申請をすることで、負担の軽減を受けることができます(表1, 3参照)。

なお、申請時に所得が未申告の人については、すべて第3段階の取り扱いとなりますので、必要に応じて申告を行ってください。

【表1 利用者負担段階の区分】

負担段階	対象者	
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者
第2段階		年金収入が 年間80万円以下の人
第3段階		年金収入が 年間80万円を超える人
第4段階	市民税課税世帯	

【表2 高額介護サービス費—負担段階別の上限額】

負担段階	改正後の上限額	現行の上限額
第1段階	15,000円	15,000円
第2段階	15,000円 ←	24,600円
第3段階	24,600円	24,600円
第4段階	37,200円	37,200円

【表3 特定入所者介護サービス—負担段階別の上限額】

1日当たりの額を表示

負担段階	居住費					食費
	多床室	従来型個室		工外型準個室	工外型個室	
		特養	老健・療養			
第1段階	0円	320円	490円	490円	820円	300円
第2段階	320円	420円	490円	490円	820円	390円
第3段階	320円	820円	1,310円	1,310円	1,640円	650円

介護保険の給付対象となるサービスには、施設サービスと居宅サービスがあります。

※福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給もあります。

#### 施設サービス

- ・介護老人福祉施設  
(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

#### 居宅サービス

- ・訪問介護(ホームヘルプ)
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリ
- ・通所リハビリ(デイケア)
- ・通所介護(デイサービス)
- ・福祉用具貸与
- ・短期入所生活介護  
(ショートステイ)
- ・短期入所療養介護  
(ショートステイ)
- ・認知症対応型共同生活介護  
(グループホーム)

サービス利用時には、要介護度に応じて設定された利用料の1割を負担します。

